

二月二十日人欠家ノ十年迄ハ二十五日迄ヲ二十年迄
ハ二十五日迄ノ以上四十日迄ノ支給スル事
又林業ノ人ノ同居ノ家族一人ノ付キテ十四日迄ノ年當
支給スル事

一 現在ノ實收ヲ非故ニ引キ直シ辭職者ノ解雇セシ
花錢留職工ノ賃金ヲ減セシ事

二 官業労働者同盟ニ遊説海ヲ組織シ權限増大并
鶴岡、佐世保等ノ未ク完ハセシ組合ナキ海軍職工
ヲ團結セシ事

一 八幡製鐵所同志會ノ提議

一 解雇手當ノ改善

- 一 労働保険制度ノ実施
- 一 軍縮ニ依ル失業者ノ救済
- 一 恩給制度ノ制定
- 一 救済(共済)組合ノ合同

一 日本交通労働組合提議案

一 官業労働同盟ハ軍備ノ全廢ヲ達成スルヲ統一官業
備ヲ以テ直キニ之ヲ生産事業者共ニ振替一官業
労働者ノ生活ヲ向上セシムルニテ政府ニ要求ス
二 官業労働同盟ハ以上ノ要求ノ外本會議ニ於テ議決スル
ル条件ヲ政府ニ要求スルニ當リ其ノ要求ヲ擧拒ミシ
タルトキハ官業労働同盟事務者ヲ以テ之レニ依ラシム